Tier２資本に係る基礎項目　(4)		
Tier２資本調達手段に係る会員勘定の額及びその内訳		46
Tier２資本調達手段に係る負債の額		
特別目的会社等の発行するTier２資本調達手段の額		
Tier２資本に係る調整後少数株主持分等の額		48-49
適格旧Tier２資本調達手段の額のうちTier２資本に係る基礎項目の額に含まれる額		47+49
うち、信用金庫連合会及び信用金庫連合会の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額		47
うち、信用金庫連合会の連結子法人等（信用金庫連合会の特別目的会社を除く。）の発行する資本調達手段の額		49
一般貸倒引当金Tier２算入額及び適格引当金Tier２算入額の合計額		50
うち、一般貸倒引当金Tier２算入額		50a
うち、適格引当金Tier２算入額		50b
Tier２資本に係る基礎項目の額　(チ)		51
Tier２資本に係る調整項目		
自己保有Tier２資本調達手段の額		52
意図的に保有している他の金融機関等のTier２資本調達手段の額		53
少数出資金融機関等のTier２資本調達手段の額		54
その他金融機関等のTier２資本調達手段の額		55
Tier２資本に係る調整項目の額　(リ)		57
Tier２資本		
Tier２資本の額（(チ)－(リ)）　(ヌ)		58
総自己資本		
総自己資本の額（(ト)＋(ヌ)）　(ル)		59
リスク・アセット　(5)		
リスク・アセットの額　(ヲ)		60
連結自己資本比率		
連結普通出資等Tier１比率（(ハ)／(ヲ)）		61
連結Tier１比率（(ト)／(ヲ)）		62
連結総自己資本比率（(ル)／(ヲ)）		63

調整項目に係る参考事項　(6)		
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額		72
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に係る調整項目不算入額		73
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額		74
繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額		75
Tier２資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項　(7)		
一般貸倒引当金の額		76
一般貸倒引当金に係るTier２資本算入上限額		77
信用金庫連合会が内部格付手法を採用した場合において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）		78
適格引当金に係るTier２資本算入上限額		79
資本調達手段に係る経過措置に関する事項　(8)		
適格旧Tier１資本調達手段に係る算入上限額		82
適格旧Tier１資本調達手段の額から適格旧Tier１資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）		83
適格旧Tier２資本調達手段に係る算入上限額		84
適格旧Tier２資本調達手段の額から適格旧Tier２資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）		85

(注)

(1)　普通出資等Tier１資本に係る基礎項目

「うち、上記以外に該当するものの額」の欄には、普通出資に係る会員勘定の額の内訳として、出資金及び資本剰余金の額、利益剰余金の額及び外部流出予定額以外のものがある場合に、その項目、額及び国際様式の該当番号（バーゼル銀行監督委員会により平成二十四年六月二十六日に公表された資本構成の開示要件と題する文書の別紙一における表に記載された番号をいう。）を記載すること。この場合、当該該当番号を「普通出資に係る会員勘定の額」の国際合意の該当番号に反映させること。

(2)　普通出資等Tier１資本に係る調整項目

ａ　「繰延ヘッジ損益」とは、連結財務諸表規則第六十九条の五第一項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、ヘッジ対象に係る時価評価差額が自己資本比率告示第二十二条第一項第二号のその他の包括利益累計額の項目として計上されている場合におけるヘッジ手段に係る損益又は時価評価差額を除く。

なお、正の値であるか負の値であるかを問わず、その額を記載すること。